

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年6月まで

私は、国民年金制度発足時から、国民年金保険料を真面目に納付してきた。申立期間の国民年金保険料は、昭和44年度の国民年金保険料を納付した45年3月頃に、社会保険事務所(当時)に行き納付したことを記憶している。

申立期間のみ国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であるとともに、申立人は、昭和37年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、「昭和44年度の保険料を市役所で一括納付した際、市の担当職員に43年度分に未納があるので納付した方が良いと指導され、社会保険事務所で45年3月頃納付した。」と主張しているところ、年金手帳及びオンライン記録により、申立人は44年度の保険料を45年3月14日に一括納付していることが確認でき、その時点において、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である上、過年度保険料となる申立期間の保険料については、社会保険事務所から申立人に、納付書が送付されていたものと考えられ、国民年金保険料の納付意識の高かった申立人が、納付書が届いていながら申立期間の国民年金保険料を未納のままとしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月29日から同年3月1日まで  
② 昭和61年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について、勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両申立期間において、勤務していたことは事実であり、給与明細書も保存しているので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和51年2月分の給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和51年2月の給与明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和51年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月29日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、B社は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、申立人が所持する同事業所における昭和61年8月の給与明細書によると、申立人の同年7月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B社が保管する健康保険厚生年金保険管理台帳によると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和61年7月31日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 11 日から 46 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 7 月 2 日から 49 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は、当該期間の前に勤務していた事業所に在職中、同事業所に在籍していたA氏（故人）に誘われて、B社に入社した。

申立期間②については、申立期間①に係る事業所での勤務実績が認められ、同事業所で一緒に勤務したA氏が事業主であったC社に勤務した。同社では、船舶関係の業務に従事していた。

両申立期間について、一緒に勤務していた同僚の名前も覚えているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 20 日の期間においてB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、適用事業所名簿により、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が同事業所における従業員は二人であったと供述していることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間①当時、適用事業所の要件（常時5人以上の従業員を使用する事業所）を満たしていない事業所であったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①前に勤務していた事業所の同僚で、B社への就職を勧められ、同社でも一緒に勤務したとするA氏は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①前に勤務していた事業所に

係る被保険者資格の喪失日（昭和44年10月1日）以降に厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない上、B社も既に廃業しており、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料が無いため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、適用事業所名簿により、C社は、船員保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社の元代表取締役は、申立事業所が船員保険の適用事業所であったことについて、同事業所はD社の商品を紹介する事業を行っており、D社との契約に当たっては、船員保険の加入が条件であったため、船員保険に係る手続を行っていたが、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨供述している。

さらに、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が氏名を挙げた同僚は被保険者記録が確認できない上、当該被保険者名簿で氏名が確認でき、照会文書の回答を得られた8人のうち3人は、自身の船員保険の被保険者記録に誤りは無く、船舶に乗り組んでいた期間のみ船員保険に加入し、船員保険料が控除されていた旨回答しており、残りの5人は自身の船員保険について不明と回答している。

加えて、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持しておらず、C社は既に廃業しており、当該期間に係る賃金台帳等の関連資料が無いため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。